

組合速報

NO.858

2022年8月4日

日本大学教職員組合 住所：千代田区西神田 2-7-10
TEL & FAX: 03-3263-9015 日本大学法学部 14号館 3F
Mail: nichidai.kumiai@gmail.com
HP: https://union-nihon.sakura.ne.jp

日本大学本部に春闘要求書を提出し、 オンライン説明団交を実施しました。

日本大学教職員組合は2022年4月27日、日本大学法人に春闘要求書を提出しました。昨年度に引き続きコロナ禍での教育研究環境改善に関する要求を加えたほか、田中元理事長及び井ノ口元理事の逮捕を受けて、管理運営に関する要求を盛り込みました。この一部については春闘団交に先立ち、すでに団体交渉を行なっています（詳しくは「組合速報」NO.856をご覧ください）。

5月17日にはオンライン（zoom）による第1回の団体交渉を行い、春闘要求について説明しました。法人側の出席者は本田和也常務理事（人事担当）をはじめ12名、組合側は15名でした。

第1回団交に先立ち、日本大学法人より、今年度の夏季賞与を基本給及び家族手当の2.85ヶ月とすることが5月6日の理事会で決定したとの通知がありました。事後報告ではありますが、支給基準が引き下げられておらず、支給日の都合上、団交を経てからでは賞与の支給に支障をきたすため、従来から組合はこの手続きを容認してきました。

なお、春闘要求書を提出した後、日本大学法人は寄附行為をはじめとする諸規定を改定し、新たな規定に基づいて学長及び理事長を決定しました。団体交渉では、新しい諸規定を踏まえた要求を行っていきま

す。
7月19日、林真理子理事長名で春闘要求書に対する理事会回答が提示されました。この回答を踏まえて、例年よりだいぶ遅くなりましたが、秋以降に本格的な団体交渉が始まります。

2022年4月27日

2022年度春闘要求書

日本大学教職員組合

I. 賃金に関する要求

1. 基本給に関する要求

- (1) 2022年度賃金改定は、全ての基本給適用専任教職員の基本給を定昇後一律3,000円引き上げること。
- (2) 中高教員及び職員の基本給表の改正(2018年度施行)について
 - ① 中高教員の2018年度以降の採用者の給与体系において、30歳以降を改正前の中高教員の給与体系と同様にすること。
 - ② 2018年度以降の採用者との間で賃金の逆転現象が生じている場合の調整手当等を支給すること。
 - ③ 2018年度の春闘要求書に対する回答で、理事会は「今後も教員のモチベーション向上、教学運営上の必要性及び待遇改善等を考慮し、引き続き人事・給与制度全般を含めて検討していく」と回答して

いるが、具体的にどのような内容が検討されているのか説明すること。また、事前に組合に提示すること。

2. 一時金に関する要求

- (1) 2022年度の年間一時金を2008年度の妥結水準(6.58ヵ月+38,500円)に戻すこと。
- (2) 年俸制適用者へはベースアップ分に対応する一時金を出すこと。

3. 諸手当に関する要求

- (1) 入試手当について
 - ① 入試業務に関わる手当の明細を教職員個人に配布すること。
 - ② 2019年度から2021年度の理事会回答において「事務処理の煩雑さ(=超過勤務の増加)につながるため、要求には応じられない」とあるが、そうであるならば、事務処理システムを速やかに構築すること。
- (2) 中高教員の部活動顧問手当について
 - ① 一人あたり月額10,000円をすべての付属校での下限額とすること。
 - ② 各付属校でどのくらいの部活動顧問手当が支払われたのか。2017年度と2021年度の各付属校の額を提示すること。

4. 財政計画に関する要求

- (1) 本学の将来計画と財政計画について資料を提示して説明すること。
- (2) 創立130周年記念事業について
 - ① 事業の概要とその支出の明細について、資料を提示して具体的に組合へ説明すること。
 - ② 個々の教職員に対して、仮に寄付金(募集期間2012年~2022年)の個別「目標額」を示す場合には、必ず「強制ではない」ことを申し添えること。

5. 経験年数換算に関する要求

- (1) 採用前(内定時)に経験年数の換算率と賃金設定の際の計算基準を一人ひとりに文書で通知すること。
- (2) 採用後においても、昇格があった時に経験年数の換算率と賃金設定の際の計算基準の換算の根拠を示して説明すること。
- (3) 経験年数換算25年上限規定を廃止すること。
- (4) 勤続10年の時点で、経験年数換算が10割になるよう再換算を行い、一定期間で差額が解消する回復措置制度を創設すること。

II. 労働条件改善に関する要求

1. 大学教員の労働条件に関する要求

- (1) 基準授業時間数は現行の10時間(5講義)を維持すること。
- (2) 担当授業時間数は16時間(8講義)を強制しないこと。

2. 教員の人事制度に関する要求

- (1) 人事制度改変の混乱が、そもそもの制度設計の瑕疵に原因があったことを理事会として認め、その責任の所在を明確にすること。
- (2) 学部の事情に応じた適正な教員数を確保できるようにすること。
- (3) 人事制度の新設・変更について

- ① 人事制度の新設・変更にあたっては、各学部教授会や教職員組合にも事前に説明し、十分に意見を聞くこと。
- ② 65 歳定年のあとも各学部の審査基準を満たし本人が希望する場合には、雇用条件を低下させることなく 70 歳まで働けるよう保証すること。定年延長制度の廃止からの制度変更に伴い発生した不利益に対しては補償措置を講ずること
- ③ 各学部の特任教授にかかる人件費比率を教員（非常勤講師を除く）人件費総額の平均 6% を上限とする基本方針を撤廃すること。
- (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画における管理職に占める女性比率の目標を 30% に引き上げること。事業所単位での女性比率の目標設定を行うこと。また、障がい者や外国人などのマイノリティの採用にあたって差別をせず、多様性を確保すること。
 - ① 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の目標達成のための具体的な施策を拡充すること。
 - ② 女性管理職人数・新規採用者男女比などの現状データを継続的に公開すること。
 - ③ 採用された女性教職員のフォローアップ体制を強化し、その実効性を担保するために「メンターシップ制度」を導入すること。
 - ④ 「男女共同参画委員会」を各部科校に設置すること。

3. 休日・休暇に関する要求

- (1) 有給休暇の「時間単位」での取得は、柔軟に運用すること。
- (2) 日本大学教職員就業規則第 3 章・第 3 節「年次有給休暇のうち 5 日について、所属長が教職員の意見を聴取し、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。」による、時季の指定にあたっては、行き過ぎた誘導を行わないこと。

4. 中高教員の人事異動に関する要求

- (1) 本人の希望を第一とし、強制配転を行わないこと。
- (2) 合意に基づく強制のない人事異動とするために、異動理由を説明し本人の意向や事情を事前に確認し、同意を得たうえで実施すること。内示は最低限、辞令交付の一か月前に行うこと。

5. 変形労働時間制に関する要求（中高教員）

- (1) 適切な 36 協定を締結し、変形労働時間制を撤廃すること。
- (2) 労使協定が必要な変形労働時間制の導入を強要しないこと。

6. 中高教員の増員に関する要求

- (1) 中高専任教員を増員し、専任教員の数を現行の 1.5 倍とすること。
- (2) 付属校における専任教員率（総授業時間数に対する専任教員の受け持ち授業時間数の割合）を調査し結果を開示すること。
- (3) 常勤講師制度を廃止し、現在、常勤講師として雇用されている教員をすべて専任教員として登用すること。
- (4) 中高教員の長期採用計画を明らかにすること。
- (5) 2021 年度に全付属校で実施された業務内容実態調査の結果を公表し、過重労働の是正に努めること。
- (6) 専任教員の持ち時間を週 15 時間（ロングホームルーム、道徳、総合的な学習の時間等を含む）以下にすること。
- (7) 定年日は、専任講師以上の大学教員と同様に満 65 歳当該年度の年度末とすること。

Ⅲ. 新型コロナウイルス禍に関する要求

- (1) 全教職員（非常勤講師を含む）を対象に、新型コロナウイルス感染症に関わる業務負担の増加に対する慰労金 10,000 円を支給すること。
- (2) 教職員が PCR 検査を希望する場合、学内感染クラスター発生時の接触対象に該当しなくても、検査費用の全額補助を行うこと。
- (3) コロナ禍に伴う特別有給休暇の創設に関して
新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合に加えて、発熱等の風邪症状が見られる場合や、予防的に自宅待機を命令された際には原則として自宅待機等の措置を講じ、その期間については有給の特別休暇とすること。また、子供の通う学校・保育園等が休校・休園になり出勤が困難の場合も同じく有給による特別休暇とすること。
- (4) 教職員が業務に起因して新型コロナウイルスに感染し、あるいは新型コロナウイルス感染症による症状が持続し（罹患後症状があり）、療養や休養が必要と認められる場合、教職員が労災保険法の補償を受けるのに際して、理事会は保険請求手続きへの協力などの事業主が果たすべき義務を誠実に履行すること。
- (5) 研究教育費の特別執行に関して
 - ① 教育・研究費の執行にあたって、2021 年度に執行できなかったもの・コロナ対策費として流用が認められるものについて、2022 年度における特別執行を認めること。
 - ② 非常勤講師からの教育環境整備の要望を聞き、すみやかに必要な環境整備費を支払うこと。
- (6) 全学的に遠隔授業設備の拡充、サポート体制の強化、運用の柔軟化を行うこと。

Ⅳ. 管理・運営に関する要求

1. 日本大学元理事による背任事件および日本大学元理事長による脱税事件に係る要求

- (1) 事件への対応状況、文部科学省からの指導に対する回答の概要を説明すること。
- (2) 日本大学再生会議（以下、「再生会議」）ならびに元理事及び前理事長による不正事案に係る第三者委員会（以下、「第三者委員会」）の委員選出の経緯について説明すること。
- (3) 再生会議ならびに第三者委員会に対して、組合へのヒヤリングをさせるよう、組合が要求したことに対し、これを拒否している理由の説明をすること。
- (4) 教職員の労働条件の悪化ならびに学生に対する不利益変更を回避する方策について具体的に説明すること。

2. 不祥事についての責任明確化と透明性の確保に関する要求

- (1) 学内の不祥事に対する学校法人・大学上層部の責任を明確化して責任を取ること、事実関係の徹底調査を行い、その結果を公表すること。
- (2) 教職員が安心して働ける職場環境をつくりあげるために、公益通報制度が十全に機能しなかった原因を徹底的に究明し、有効な再発防止策と公益通報制度の改善策として、通報者保護を目的とする日本大学本部・学部から完全に独立した専従職を置くこと。
- (3) 贈収賄防止規定を策定すること。
- (4) 評議員会、理事会および学部長会議の議事録および提出された資料、さらに各部科校の監事監査の資料について、教職員が自由に閲覧できるようにすること。
 - ① 各部科校ごとに上記文書の閲覧場所を確保すること。
 - ② 上記文書の複写を可能にすること。
- (5) 学長・理事長の諮問委員会の答申を、学内広報や事務の友等を通して教職員に対して逐一提示し、それらをアーカイブ化すること。

3. 理事長の任期に関する要求

- (1) 理事長の選任にあたって教職員や学生の意見を反映できる仕組みをつくること。
- (2) 理事長の任期については、3年とし、通算2期を超えないものとする。
- (3) 理事長の定年を70歳までとすること。

4. 学長選出に関する要求

- (1) 日本大学学長選出規則を改めて、学長は、立候補制の直接選挙により決めるものとする。
- (2) 学長候補者の所信表明の機会を導入すること。
- (3) 被選挙人は教員専任講師以上とすること。
- (4) 有権者は各学部、通信教育部、短期大学部の専任教員および各学部、通信教育部、短期大学部の事務局長、各付属高等学校の教諭とすること。
- (5) 有権者が投票の参考とするため、学部学生及び大学院生による事前参考投票を行い、その結果を公表すること。
- (6) 学長の任期は3年とし、通算2期を超えないこと。
- (7) 学長の解任規定を新たにもうけること。

5. 学部長選出に関する要求

- (1) 日本大学学部長選出規程を改めて、教員の立候補制による直接選挙によって選出すること。
- (2) 学部長候補者の所信表明の機会を設けること。
- (3) 学部長選出に関して、学内での自由な意見表明や意見交換ができるようにすること。
- (4) 有権者は学部の専任教員および教授会を構成する職員とすること。
- (5) 有権者が投票の参考とするため、学部学生及び大学院生による事前参考投票を行いその結果を公表すること。
- (6) 学部長の任期は3年とし、2期までに限定すること。
- (7) 学部長の解任規定を新たにもうけること。

6. 理事、評議員、監事の選出に関する要求

- (1) 理事の選任については、寄附行為第8条①の日本大学学長を除き、その他の者の選出を改めること。また、寄附行為第8条②の「理事長の推薦した者」は削除すること。
- (2) 上記以外の理事については評議員会が理事を選出することを明確にすること。
- (3) 理事の任期については、学長と同様に3年とし、通算2期を超えないものとする。
- (4) 理事の解任基準が厳しく、規定が機能しにくくなっている。そのため、解任の基準を「理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により解任することができる」に変更すること。さらに評議員会により選出された理事については「評議員総数の3分の2以上出席した評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決により」解任できる規定を新たにもうけること。
- (5) 評議員と理事は兼任しないものとする。
- (6) 評議員の任期については、学長と同様に通算2期を超えないものとする。
- (7) 監事は、理事会において選出された候補者について、評議員会の同意を得て、理事長によって選任されていたが、評議員会が選出するものとする。
- (8) 監事の解任の基準を「評議員総数の3分の2以上出席した評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決により解任する」ことができるよう、引き下げる。
- (9) 理事、評議員の定年を70歳までとすること。
- (10) 理事評議員全体で女性比率30%を達成するため、評議員会が選出する理事の女性比率の目標を

半数、評議員の女性比率の目標を30%とし、それに向けた具体的取組内容を設定すること。

- (1 1) 全付属校(正付属)から1名ずつ評議員を選出すること。
- (1 2) 理事を付属校(正付属)から複数名選出すること。また選出にあたって高校所在地の地理的バランスを考慮すること。
- (1 3) 各評議員の選出枠及び経歴・所属・就任年月日をHPに公開すること。

7. 公共性の高い学校法人である本学法人組織の適切な運営に関する要求

職員(一般職)募集要項において推薦書の廃止を着実に実行すること。

8. 付属校の管理・運営に関する要求

- (1) 校長・教頭の任用にあたっては、優秀な人材登用の観点から、公正かつ客観的な管理職資格試験を実施すること。
- (2) 校長は、教職員会議の意見を尊重して学校運営にあたること。

9. 中高教員の採用に関する要求

中高教諭採用時の推薦書提出を廃止すること。

10. 株式会社日本大学事業部に関する要求

- (1) 日本大学事業部の事業内容、及び資金循環の内実について過去に遡って精査検証し、その結果を公開し、組合に説明すること。

V. 教育・研究に関する要求

1. 大学(学部・短大・通信教育部)教員に関する要求

- (1) 教員の「海外派遣研究員制度」の見直しについて
 - ① 「海外派遣研究員制度」を見直し、派遣期間や支給額が見直された理由について説明すること。
 - ② 「専任教員海外派遣規程施行細則」を廃止し、新たに「専任教職員海外派遣の手続きに関する内規」および「海外派遣研究員に関する内規」を設けた理由について説明すること。
 - ③ 「専任教員海外派遣制度」をはじめとする教育研究条件に関わる規程を見直す際には、事前に組合に説明し、意見を求めること。
- (2) 学部個人研究費および学生教育経費のこれ以上の減額は行わず、教育と研究の質の保証を図ること。
- (3) 科学研究費や学外研究費の獲得実績を基に、多くの外部資金を獲得した教員に予算を重点的に配分せず、競争的資金の獲得が困難な分野の教員にも同等に個人研究費を配分すること。
- (4) 学生および教職員の実験実習のための各部科校の付属施設のこれ以上の廃止を止め、付属施設を利用した充実した教育・研究環境の維持を図ること。
- (5) 個人研究費から支出できる所属学会の年会費についての制限を撤廃し、教員が自由に学会に所属し研究活動を行えるようにすること。
- (6) 外部研究費獲得の礎になる「本部学術研究助成制度」の一般研究および学術論文出版助成金の募集を再開すること。
- (7) 優れた研究と教育は大学の両輪であり礎でもある。優れた講義の背景となる教員の十分な研究時間を確保するため、最低週1日の研究日及び研究休暇を取得しやすい労働環境を確保すること。
- (8) TA・SA制度を適切に運用し、教員負担を軽減するとともに、これらに従事する大学院生および学部学生への報酬も正当化すること。
- (9) 講義、演習、実験および実習を担当する教員の専門性および持ちコマ数を十分に配慮すること。
- (10) 教員構成比率に関して、本学出身者の割合を60%以上とするとした目標については、これを廃止

すること。

2. 中高教員に関する要求

- (1) 教育条件に関する要求
 - ① 「部活動顧問」を職務として認めること。
 - ② 中学・高校教職員の教育研究能力向上のため、一定の勤務年数（当面 15 年）後に取得できる 1 年間の国内外長期研修制度を確立すること。
- (2) 校務等に関する要求
 - ① 中学・高校の校務分掌・学級担任・部活動顧問は教職員の希望を取り、意見を十分に尊重し、決めること。
 - ② 会議や行事の見直し等により、一部の教員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌にすること。

3. 入試制度に関する要求

- (1) 基礎学力到達度テストを日本大学付属高校推薦入試制度の「資格試験」とすること。
- (2) 「資格試験」の評価方法を標準化得点ではなく素点とすること。
- (3) 基礎学力到達度テストを含めた付属校進学制度のあり方について、校長、教頭を除いた各付属校教員が参加する検討委員会を設置し、その意見を尊重すること。

VI. 有期雇用教員に関する要求

- (1) 「日本大学非常勤講師規程」第 5 条第 4 項に定められている、「平成 28 年度 4 月 1 日以降新たに任用された非常勤講師については、更新回数が 4 回を超えると「契約を更新しない」との規定を撤廃すること。大学・中高非常勤講師への無期転換権の発生を回避するための雇止めをしないこと。
- (2) 非常勤講師の採用条件に関する要求
 - ① 2018 年 2 月 6 日付常務理事会決定「平成 31 年以降に新規で採用する非常勤講師は原則として、他大学において専任教員等の職についている等、研究基盤のある者とする」を撤回すること。
 - ② さらに、学部によって「原則」の解釈にばらつきがあるので、撤回するまでのあいだ、統一した見解を全学部周知徹底すること。
- (3) 助教・助手・高等学校の常勤講師を月給制（基本給適用者）にすること。
- (4) 上記（3）によって年俸制から月給制（基本給適用者）に切り替わった場合に、年俸制であった期間も前歴換算や退職金に反映させること。

VII. 福利厚生に関する要求

- (1) 内閣府の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業による 1 回 2,200 円の割引券を利用できるように制度を整えるとともに、法人がベビーシッター利用者に対して 1 回 2,800 円を補助し、あわせて 1 回につき 5,000 円の利用補助を受けられるようにすること。
- (2) 休日や時間外に校務の都合で訪問介護サービスを利用した場合、1 日あたり 7,000 円を上限に、利用額の 70%の補助を行うこと。
- (3) 病院も含めて看護休暇・介護休暇を 10 日間の有休とすること。
- (4) 育児休業・介護休業に関する期間要件を撤廃すること。
- (5) 人間ドック補助費については 2021 年度からの私学共済補助の上限が毎年 20,000 円に変更されたが、教職員が希望に応じて十分に健康診断を受けられるように、受診機関がどこであるかに関わらず自己負担が生じないように補助すること。
- (6) インフルエンザ予防接種補助額として 上限 5,000 円を支給し、全部科校での補助の実施内容を一

覧として示すこと。

- (7) 大学構内施設のバリアフリー化をさらに進めること

Ⅷ. 私大助成、私学助成に関する要求

組合の進める私大助成署名運動について積極的に展開すること。また、私学助成増額に関わる推進活動について以下の協力をすること。

- (1) 学生の保護者への署名用紙等の郵送活動に協力すること。
- (2) 学長の賛同文を寄せること。
- (3) 大学のホームページから署名用紙をダウンロードできるようにすること。

Ⅸ. 労使交渉に関する要求

- (1) 就業規則の変更については、労働者代表の意見聴取を行う前に、かならず組合に対して変更案を事前に提示し、団体交渉において説明し、交渉できるようにすること。
- (2) すべての団体交渉には必ず人事担当の常務理事の出席を強く要求する。
- (3) 組合支部と当該部科校当局との「支部団交」を認めること。
- (4) 労働者代表の選出方法やスケジュールについては各部科校において民主的な手続きが行われるよう考慮し、本部による一律的な強制や指導は行わないこと。また、各部科校で、使用者の強制や指導などが反映された非民主的な労働者代表の選出が行なわれ、それが判明した場合、理事会は民主的な労働者代表の選出を確保するための措置を各部科校に対して与えるよう強く要求する。
- (5) 団交がおこなわれている過程で、「春闘要求書」には記載されていないが各部科校の労働者に対して重大な不利益を与えるような喫緊の事案が生じた場合は、その事案を団体交渉の要求課題として認めること。
- (6) 日本大学教職員組合に加入していることを理由にして、(一)解雇・懲戒解雇、(二)配置転換、(三)賃金・昇進等の差別、(四)嫌がらせ、などの「不当労働行為」を禁止するよう強く要求する。また教職員による「不当労働行為」の申し立てを理由に、各部科校がその者に対して不利益な取り扱いをしたことが判明した場合、理事会は直ちに当該教職員の正当な権利を回復するよう、各部科校に対して具体的な措置を取ることを要求する。
- (7) 団体交渉において組合に対する権利侵害及び不当な介入を行わないこと。

以上

日本大学教職員組合の活動などは以下ホームページでご覧いただけます。

組合に対するご意見、組合加入に関するお問い合わせは以下メールアドレスまでお願いいたします。

QRコード	
日本大学教職員組合ホームページ https://union-nihon.sakura.ne.jp	Eメール nichidai.kumiai@gmail.com